

以下は、弊社拠点の神戸市技術基準です。御注意ください。

1 用語の定義

- (1) 警戒区域とは、火災の発生した区域を他の区域と区別して識別することができる最小単位をいう。
- (2) 感知区域とは、壁又は取付面から0.4m（差動式分布型感知器又は煙感知器を設ける場合には、0.6m）以上突き出したはり等によって区画された部分をいう。
- (3) 蓄積付加装置とは、受信機が検出した火災信号を蓄積することにより非火災報の防止を図ることができる機能を受信機に付加する装置をいう。
- (4) ベル機能表示装置とは、自動火災報知設備の地区音響装置への導通状況を確認できる機能を有する表示装置をいう。
- (5) 移報用装置とは、自動火災報知設備の火災信号を他の防災機器に移報するための装置をいう。

2 受信機

受信機は、次に適合すること。

(1) 常用電源

- ア 交流電源
 - (ア) 電源の電圧及び容量が適正であること。
 - (イ) 電源電圧は、300V以下とすること。
 - (ウ) 定格電圧が、60Vを超える受信機の金属製外箱は、接地工事を施すこと。
 - (エ) 電源は、専用回路とすること。ただし、他の消防用設備等の電源を自動火災報知設備の電源と共用する場合で、これにより自動火災報知設備に障害をおよぼすおそれのないときは、共用することができる。
 - (オ) 開閉器等の見やすい箇所に、自動火災報知設備専用である旨の赤色の表示を付しておくこと。
- イ 蓄電池設備

蓄電池設備を常用電源として使用する場合は、蓄電池設備の基準（昭和48年2月10日消防庁告示第2号）に適合するものを使用すること。

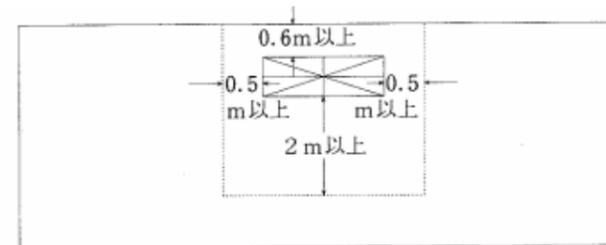
(2) 非常電源

第3 非常電源の例によるほか、受信機に係る技術上の規格を定める省令に設けるように定められた予備電源が、非常電源の容量を超える場合は、非常電源を省略することができる。

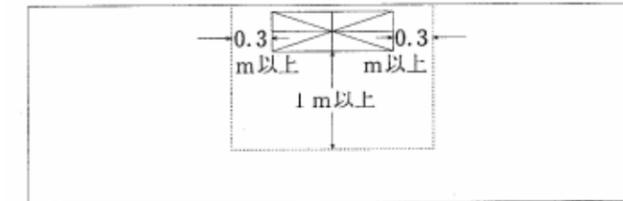
(3) 設置場所

- ア 温度又は湿度が高く、衝撃、震動等が激しい等、受信機の機能に影響を与える場所には設けないこと。
- イ 操作上、点検上障害とならないよう、有効な空間を確保すること。（第11-1図及び第11-2図参照）

なお、自立型の場合で背面にとびら等がないものは、背面の空間を省略することができる。また、操作上、点検上支障にならない場合は、図中の数値以下とすることができる。



第11-1図 自立型 有効空間の例



第11-2図 壁掛型 有効空間の例

- ウ 地震等の震動による障害がないよう堅ろうに、かつ、傾きのないように設置すること。
- エ 1棟の建築物は、原則として1台の受信機で監視するものであること。また、同一敷地内に2以上の建築物がある場合等管理上やむを得ない場合にあっては努めて受信場所を1箇所とし、各建物と受信場所相互間に同時通話装置を設け、設備の集中管理を図ること。
- オ 受信機の設置場所相互間に設ける同時に通話することができる設備（以下「同時通話装置」という。）は、次に掲げるものをいう。
 - (ア) 発信機（P型1級、T型）
 - (イ) 非常電話
 - (ウ) インターホン
 - (エ) 構内電話で緊急割込の機能を有するもの



- カ 放送設備が設置される防火対象物にあっては、増幅器等と併設すること。
- キ 防災センター等に設ける受信機並びに集中監視装置（以下「総合操作盤」という。）の設置及び維持については、平成16年消防庁告示第7号によること。
- ク 受信機が設置されている室の入口付近の見やすい箇所に、その旨の表示をすること。
- ケ 受信機は、防災センター、管理人室、共用室等に設置する。また、出入口扉は自動火災報知設備等の作動と連動させるなど、非常時に解錠できるものとする。

(4) 機器

- ア 検定品であること。
- イ 一の表示窓で、2以上の警戒区域を表示しないこと。
- ウ 主電源は、原則として交流電源とすること。
- エ 増設工事等が予想される場合にあっては、受信機に余裕回線を残しておくこと。
- オ 感知器等を他の設備と兼用するものにあつては、火災信号を他の設備の制御回路等を中継しないで表示すること。ただし、火災信号の伝送に障害とならない方法で、兼用するものにあつては、この限りでない。
- カ (5)項イ及び(6)項口の防火対象物は感知器固有の火災信号を受信できるものであること。
ただし、居室の入口付近に火災灯を設置する等、出火した居室が容易に確認できる場合はこの限りでない。

(5) 警戒区域

- ア 2以上の独立した建築物にまたがらないこと。
- イ 表示窓等には、警戒区域、各称等が適正に記入されているか、火災時に各称等が適正に表示されるものであること。
- ウ 警戒区域の面積（天井裏、小屋裏等を警戒する必要がある場合は、その床面積を含む。）が500㎡以下の場合で、警戒区域が2の階にわたる場合は、2の階にわたる警戒区域内のいずれかの部分に階段が設けられていること。
- エ 階段、傾斜路等にあっては、高さ45m以下ごとに一の警戒区域とすること。
- オ 地下2階以下にわたる階段、傾斜路は、別警戒区域とすること。
- カ 階段、傾斜路、エレベーター昇降路、パイプダクトその他これらに類する場所が同一防火対象物に2以上ある場合は、それらの一から水平距離50mの範囲内にあるものにあつては、同一警戒区域とすることができる。ただし、頂部が3階層以上異なる場合には、別警戒区域とすること。
- キ 階数が2以下の階段は、当該階の居室の警戒区域とすることができる。
- ク 各階の階段がそれぞれ5m未満の範囲内で異なった位置に設けられている場合は、直通階段とみなして警戒区域を設定することができる。
- ケ 特定1階段等防火対象物のうち、階数が3階以上で、かつ、延べ面積が150㎡未満のものにあつては、一の警戒区域は3の階にわたることができ、階段等の竪穴部分を当該区域と同一区域とすることができる。

(6) 蓄積機能

- 5 蓄積機能によること

(7) 鳴動機能

- ア 特定1階段等防火対象物
特定1階段等防火対象物に設ける受信機は、地区音響装置の再鳴動機能付きのものとする。
- イ ア以外の防火対象物
特定1階段等防火対象物以外の既存の防火対象物において、地区音響装置の再鳴動機能を有していない受信機を設置している場合にあっては、地区音響停止スイッチを常に定位置にしておく旨の注意事項を当該受信機の付近に掲示、書類の備え付け等の方法により明示しておくこと。



3 感知器

1 適応感知器及び設置場所

ア 感知器の選択方法

感知器は、省令第23条第4項、第5項及び第6項の規定によるほか、次により設置場所の環境状態に適応する感知器を設置すること。

(ア) 多信号感知器以外の感知器

多信号感知器以外の感知器を設置する場合は、次の各号に該当する場所に適応する感知器を第11-1表及び第11-2表により決定すること。

a 第11-1表の適用

省令第23条第4項第1号ニ、(イ)から(ト)及び同号ホ、(ウ)に掲げる場所

b 第11-2表の適用

- (a) 省令第23条第5項各号に掲げる場所のうち、第11-2表の環境状態の項に掲げる場所で非火災報又は感知の遅れが発生するおそれがある場合は、同表中の適応煙感知器を設置すること。
- (b) 省令第23条第6項第2号及び第3号に掲げる場所のうち、第11-2表の環境状態の項に掲げる場所で非火災報又は感知の遅れが発生するおそれがある場合は、同表中の適応煙感知器又は熱感知器を設置すること。
- (c) (a)又は前(b)により煙感知器を設置した場合、非火災報が頻繁に発生するおそれ又は感知が著しく遅れるおそれがある場所に設置する場合にあっては、第11-2表中の適応熱感知器を設置すること。

(イ) 多信号感知器

多信号感知器を設置する場合は、当該感知器の有する性能（種類、感度種別、公称作動温度、蓄積、非蓄積型の別等）のすべてが前(ア)の設置条件に適応する感知器を設置すること。

イ 感知器の設置方法

感知器を前アにより設置する場合は、省令第23条第4項第3号から第10号の規定の例によるほか、次によること。

- (ア) 省令第23条第4項第2号に規定する取付面の高さに応じた感知器がないものにあつては、有効に感知できる部分に限り政令第32条又は条例第42条の規定を適用し、第11-1表又は第11-2表に定める感知器を設置することができるものであること。
- (イ) 前(ア)により廊下、通路等（幅員3m未満のものに限る。）に、熱感知器を設置する場合は次によること。
- a 廊下又は通路等の天井面から0.4m以上の突出したはり等がない場合は、建築構造と感知器種別に応じ第11-3表に示す歩行距離以内ごとに1個以上の感知器を設置するものであること。
- b 廊下又は通路等の天井面から0.4m以上1m未満の突出したはり等により小区画が連続する場合は、建築構造と感知器種別に応じ第11-4表に示す面積以内で隣接する感知区域を一の感知区域とすることができるものであること。



西日本防災システム

NISHINIHON BOHSAI SYSTEM Co., Ltd

<http://www.nbs119.co.jp/>



弊社top pageへ



自動火災報知設備 技術基準 西日本防災システム

自動火災報知設備

第11-1表 環境状態と適応感知器 1

環境状態	設置場所	適応感知器										備考	
		差動式スポット型		差動式分布型		補償式スポット型		定温式		熱アナログ式	スポット型		炎感知器
		1種	2種	1種	2種	1種	2種	特種	1種				
省令第23条第4項第一号二(イ)から(ト)までに掲げる場所及び同号ホ(ハ)に掲げる場所	じんあい、微粉等が多量に滞留する場所 ごみ集積場、荷造場、塗装室、紡績、製材、石材等の加工場、荷造場、梱包場、仕切場、仕分場、製粉場、製綿場、精米場、リネン室、じんかい室、集じん室、石炭庫、その他これらに類する場所	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	1 差動式分布型感知器を設ける場合は、検出部にじんあい、微粉等が侵入しない措置を講じたものであること。 2 差動式スポット型感知器又は補償式スポット型感知器を設ける場合は、じんあい、微粉等が侵入しない構造のものであること。 3 定温式感知器を設ける場合は、特種が望ましいこと。 4 紡績、製材の加工場等火災危険が急激になるおそれのある場所に設ける場合は、定温式感知器にあっては特種で公称作動温度75℃以下のもの、熱アナログ式スポット型感知器にあっては火災表示に係る設定表示温度を80℃以下としたものが望ましいこと。
	水蒸気が多量に滞留する場所 蒸気洗浄室、脱衣室、湯沸室、消毒室、抄紙工場、サイダー・ビール・牛乳・ジュース工場の洗浄又は充てん場等、その他これらに類する場所	×	×	×	○	×	○	○	○	○	○	×	1 差動式分布型感知器又は補償式スポット型感知器は、急激な温度変化を伴わない場所に限り使用すること。 2 差動式分布型感知器を設ける場合は、検出部に水蒸気が侵入しない措置を講じたものであること。 3 補償式スポット型感知器、定温式感知器又は熱アナログ式スポット型感知器を設ける場合は、防水型を使用すること。
	腐食性ガスの発生するおそれのある場所 メッキ工場、バッテリー室、汚水処理場、その他これらに類する場所	×	×	○	○	○	○	○	○	○	○	×	1 差動式分布型感知器を設ける場合は、感知部が被覆され、検出部が腐食性ガスの影響を受けないもの又は検出部に腐食性ガスが侵入しない措置を講じたものであること。 2 補償式スポット型感知器、定温式感知器又は熱アナログ式スポット型感知器を設ける場合は、腐食性ガスの性状に応じ、耐酸型又は耐アルカリ型を使用すること。 3 定温式感知器を設ける場合は、特種が望ましいこと。
	厨房その他正常時において煙が滞留する場所 厨房室、調理室、仕込場、溶接作業所、ゴミ焼却室、雪安室、その他これらに類する場所	×	×	×	×	×	×	○	○	○	○	×	厨房、調理室等で高湿度となるおそれのある場所に設ける感知器は、防水型を使用すること。
	著しく高温となる場所 乾燥室、殺菌室、ボイラー室、鋳造場、鍛造場、圧延場、映写室、スタジオ、サウナ室、熱交換室、照明室、貯湯そう室、その他これらに類する場所	×	×	×	×	×	×	○	○	○	○	×	
	排気ガスが多量に滞留する場所 駐車場、車庫、車路、自家発電室、トラックヤード、荷物取扱所、エンジンテスト室、自動車修理工場、自動車ターミナル、屋内自動車教習所、船庫、その他これらに類する場所	○	○	○	○	○	○	×	×	○	○	○	熱アナログ式スポット型感知器を設ける場合は、火災表示に係る設定表示温度は60℃以下であること。
	煙が多量に流入するおそれのある場所 配膳室、厨房の前室、厨房内にある食品庫・ダムウエータ・事務室・休憩室及び控室、飲食店の客席、厨房周辺の廊下及び通路、食堂給食室、その他これらに類する場所	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	×	1 固形燃料等の可燃物が収納される配膳室、厨房の前室等に設ける定温式感知器は、特種のもので望ましいこと。 2 厨房周辺の廊下及び通路、食堂等については、定温式感知器を使用しないこと。 3 前2の場所に熱アナログ式スポット型感知器を設ける場合は、火災表示に係る設定表示温度は60℃以下であること。
	結露が発生する場所 スレート又は鉄板で葺いた屋根の倉庫・工場、パッケージ型冷却機専用の収納室、密閉された地下倉庫、冷凍室の周辺、鮮魚加工室、ポンプ室、水そう室、その他これらに類する場所	×	×	○	○	○	○	○	○	○	○	×	1 補償式スポット型感知器、定温式感知器又は熱アナログ式スポット型感知器を設ける場合は、防水型を使用すること。 2 補償式スポット型感知器は、急激な温度変化を伴わない場所に限り使用すること。
	火を使用する設備で火災が発生するおそれのある場所 ガラス工場、キューボラのある場所、溶接作業所、厨房、鋳造所、鍛造所、その他これらに類する場所	×	×	×	×	×	×	○	○	○	○	×	

第11-2表 環境状態と適応感知器 2

環境状態	設置場所	適応熱感知器										適応煙感知器		炎感知器	備考	
		差動式スポット型		差動式分布型		補償式スポット型		定温式		熱アナログ式	イオン化アナログ式	光電式アナログ式	光電式アナログ式			光電式アナログ式
		1種	2種	1種	2種	1種	2種	特種	1種							
喫煙による煙が滞留するような換気の悪い場所	会議室、応接室、休憩室、控室、楽屋、娯楽室、喫茶室、飲食室、待合室、キャバレー等の客席、集会場、宴会場、遊戯場、喫煙所、更衣室、小規模な事務室(40㎡未満)、ロッカー室、談話室、面会室、衣袋室、その他これらに類する場所	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○*	○*	○	○	
就寝施設として使用する場所	ホテルの客室、宿直室、仮設室、寄宿舎、就寝施設のある管理室・用務員室・休憩室及び警備室、病室、保健室、その他これらに類する場所											○*	○*	○*	○*	○
煙以外の微粒子が浮遊している場所	地下街通路、ファンルーム、その他これらに類する場所											○*	○*	○*	○*	○
風の影響を受けやすい場所	玄関、ロビー、ピロティ、神社等の拝殿、礼拝堂、神楽殿、神楽殿、観覧場、ホワイエ、屋外音楽室の舞台部、塔屋にある機械室、空調機械室、ゴルフ練習場、車両の待合室、その他これらに類する場所															○
煙が長い距離を移動して感知器に到達する場所	廊下、階段、通路、傾斜路、エレベーター昇降路、パイプシャフト、厨房外のダムウエータ、その他これらに類する場所															○
焼焼火災となるおそれのある場所	電話機械室、通信機室、電算機室、機械制御室、ケーブルシャフト、密閉倉庫、書庫、その他これらに類する場所															○
大空間でかつ天井が高いこと等により熱及び煙が拡散する場所	体育館、航空機の格納庫、高天井の倉庫・工場・機械室、観覧席上部で感知器取付高さが8m以上の場所、公会堂、講堂、舞台部、室内競技場、講堂、大展示場、大宴会場、ホール、プラネタリウム、その他これらに類する場所															○

- 注1 ○印は当該設置場所に適応することを示す。
- 注2 ○*印は、当該場所に感知器を設ける場合、当該感知器回路に蓄積機能を有することを示す。
- 注3 設置場所の欄に掲げる「具体例」については、感知器の取付面の付近（光電式分離型感知器にあっては公称監視距離の範囲）が、「環境状態」の欄に掲げるような状態にあるものを示す。
- 注4 差動式スポット型、差動式分布型、補償式スポット型及び煙式（当該回路に蓄積機能を有しないもの）の1種は感度が良いため、非火災報の発生については2種に比べて不利な条件であることに留意すること。
- 注5 差動式分布型3種及び定温式2種は消火設備と連動する場合に限り使用できること。
- 注6 光電式分離型感知器は、正常時に煙等の発生がある場所で、かつ、空間が狭い場所には適応しない。
- 注7 大空間でかつ天井が高いこと等により熱及び煙が拡散する場所については、天井高さが15m未満の場合は差動式分布型又は光電式分離型感知器2種を、天井高さ20m未満の場合は光電式分離型1種を設置するものであること。
- 注8 多信号感知器にあっては、その有する種別、公称作動温度の別に応じ、そのいずれかが表により適応感知器とされたものであること。
- 注9 発生する煙が黒い場合には、イオン化式又は光電式分離型を使用することが望ましい。

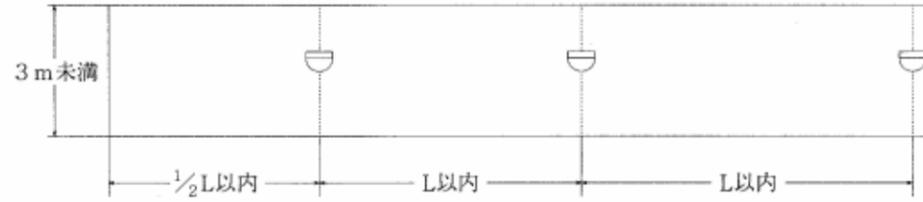


自動火災報知設備 技術基準 - 西日本防災システム



第11-3表

感知器種別 建物構造	差動式スポット型 補償式スポット型		定温式スポット型	
	1 種	2 種	特 種	1 種
耐 火	15m	13m	13m	10m
非 耐 火	10m	8 m	8 m	6 m



(注) Lは歩行距離とする。

参考例

第11-4表

感知器種別 建物構造	差動式スポット型 補償式スポット型		定温式スポット型	
	1 種	2 種	特 種	1 種
耐 火	20㎡	15㎡	15㎡	13㎡
非 耐 火	15㎡	10㎡	10㎡	8 ㎡



天井面から0.4m以上1 m未満突出したはり等

参考例



ウ 感知器選択上の留意事項

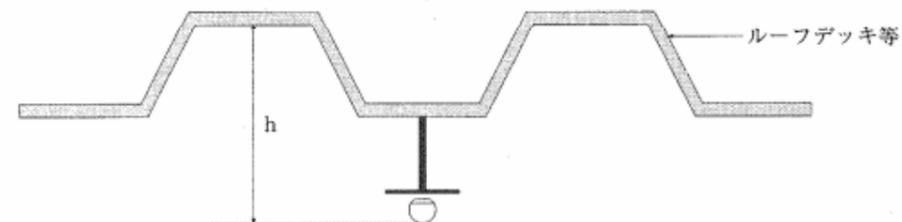
- (ア) 既に設置されている感知器で、当該設置場所が第11-1表に定める環境状態であるため非火災報が発生し、当該防火対象物の関係者から感知器の交換について申し出があった場合には、前ア及びイにより非火災報の対策を行うこと。
- (イ) 前ア)による感知器の交換（配線の設計変更を要する場合を除く。）は、法第17条の5に規定する自動火災報知設備の整備として取り扱うものであること。
- (ウ) 前ア及び前イ)により感知器を設置、交換する場合は、その内容を当該防火対象物の着工届出書の審査又は調査内容欄に記載するなどして把握しておくものであること。

なお、感知器を整備として取り扱い、交換した場合にあっては、その内容を交換前の当該防火対象物の着工届出書の備考欄に記載するとともに、関係者に対しても、点検等に際しその内容が把握できるようにしておくように指導すること。

- (エ) 感知器をア及びイ)により設置・交換した防火対象物又はその部分で、「消防用設備等試験結果報告書及び消防用設備等試験基準の一部改正について」（平成9年12月24日消防予第200号消防庁予防課長通知）及び「消防用設備等の点検の基準及び消防用設備等点検結果報告書に添付する点検票の様式を定める告示の一部改正について」（平成9年12月24日消防予第201号消防庁予防課長通知）に定められた感知器の適応性は、ア及びイ)によって差し支えないものであること。
- エ 取付面の高さは、次式により計算し、適応する感知器を設けること。ただし、周囲の状況から判断して出火が予想される収納物等が通常の状態において床面より高い位置で収納される倉庫、格納庫にあってはこの限りでない。

$$\text{取付面の高さ} = \frac{(\text{取付面の最頂部}) + (\text{取付面の最底部})}{2}$$

- オ 感知器の取付面から下端までの距離は、天井面にルーフデッキ等を使用する場合、最頂部から感知器下端までとすること。（第11-3図参照）

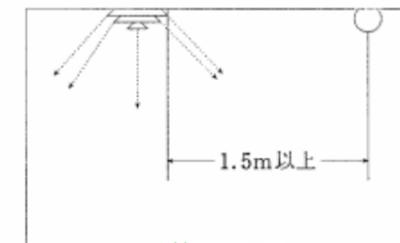


第11-3図

カ 取付面の高さが8 mを超え、かつ、差動式分布型及び煙感知器の設置が不適当と認められる場所で、定温式又は差動式スポット型の感知器により有効に火災を感知できる部分には、定温式又は差動式スポット型の感知器を設けることができる。

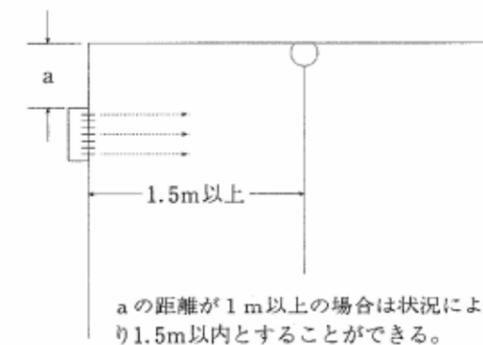
キ 換気口等の付近については（差動式分布型、光電式分離型及び炎感知器を除く。）次により設けること。ただし、吹き出し方向が固定されている場合で、感知器に直接風圧等がかからないものは、この限りでない。

(ア) 換気口等の空気吹き出し口が、天井面に設けられている場合は、吹き出し口から1.5m以上離して感知器を取り付けること。（第11-4図参照）



第11-4図

- (イ) 換気口等の空気吹き出し口が、天井面から1 m以内の壁体に設けられている場合は、当該吹き出し口から1.5m以上離して感知器を取り付けること。ただし、吹き出し口が天井面から1 m以上離れた壁体に設けられている場合は1.5m以内とすることができる。（第11-5図参照）



第11-5図



西日本防災システム

NISHINIHON BOHSAI SYSTEM Co., Ltd

<http://www.nbs119.co.jp/>

弊社top pageへ



2 感知区域

- ア 煙感知器の感知区域を構成する間仕切壁、はり等（以下「間仕切等」という。）の上方（取付面の下方0.6m未満）の部分に空気の流通する有効な開口部（取付面の下方0.2m以上×1.8m以上の間隙）を設けた場合は、隣接する2以上の感知区域を一の感知区域とすることができる。ただし、間仕切等の上部に開口部（0.3m以上×0.2m以上）を設け、その開口部から0.3m以内の位置に感知器を設けた場合は、当該隣接する感知区域を一の感知区域とすることができる。
- イ 省令第23条第4項から第6項に定める感知器種別ごとに使用場所に適した感知器を設けるほか、次によること。
 - (ア) 1m未満のはり等により、小区画が連続する場合は、感知器の取付面の高さに応じて、第11-5表で定める範囲の隣接する感知区域を一の感知区域とすることができる。

第11-5表

使用場所の構造	感知器の種類 取付面の高さ	差動式分布型		差動式スポット型 補償式スポット型		定温式スポット型		煙感知器		
		1種	2種	1種	2種	特種	1種	1種	2種	3種
		1種	2種	1種	2種	特種	1種	1種	2種	3種
耐火	4m未満			20㎡	15㎡	15㎡	13㎡	60㎡	60㎡	20㎡
	4m～8m	25㎡	20㎡							
	8m～15m							40㎡	40㎡	
	15m～20m									
非耐火	4m未満			15㎡	10㎡	10㎡	8㎡	60㎡	60㎡	20㎡
	4m～8m	20㎡	20㎡							
	8m～15m							40㎡	40㎡	
	15m～20m									

(イ) 細長い居室等の場合

短辺が3m未満の細長い居室等の場合は、歩行距離が第11-6表で示す数値以内ごとに1個以上設置することができる。

第11-6表

感知器の種別 (m)	差動式スポット型		定温式スポット型		煙感知器
	1種	2種	特種	1種	
耐火	15	13	13	10	廊下、通路に準じて 設けること
非耐火	10	8	8	6	

(ウ) 一の小区画が隣接している場合

はり等の深さが0.6m以上（差動式スポット型、定温式スポット型感知器にあつては、0.4m以上）1m未満で区画された5㎡以下（煙感知器にあつては、10㎡以下）の小区画が一つ隣接している場合は、当該部分を含めて同一感知区域とすることができる。

ウ 取付面の下方0.6m以上1m未満の部分に短辺が3m以上で長辺が4.5m以上の棚、はり出し等がある場合は、別の感知区域とする。

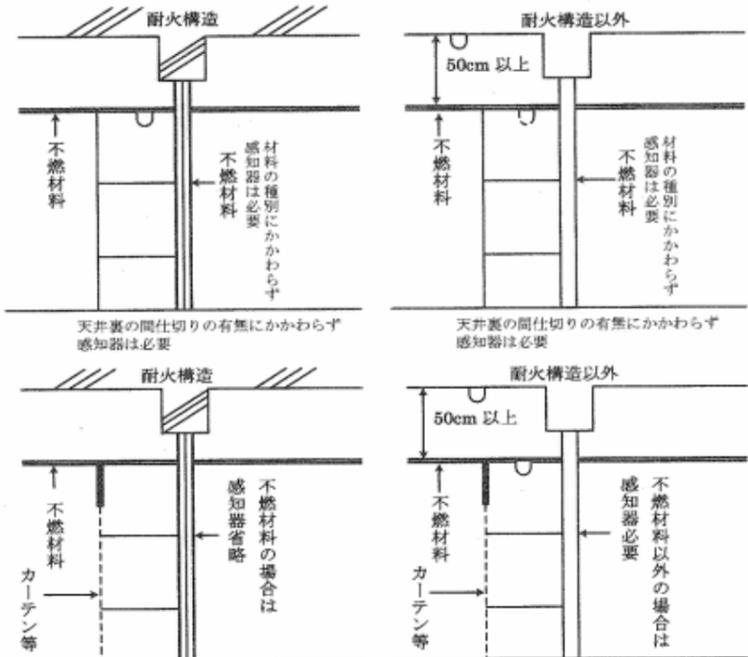
エ 押入又は3.3㎡以下の物置（以下「押入等」という。）の感知区域については、次によること。

(ア) 押入等は、原則として居室と別感知区域とすること。

(イ) 感知器は、押入等の上段部分（天袋がある場合は天袋）に1個以上設けること（第11-6図参照）。

なお、感知器の種別は火災が発生した場合、温度上昇が緩慢であると予想される場所（布団等を収納している）、は、定温式とする。





注1 壁の構造は、居室と境界となる壁も含むものであること。
注2 不燃材料とは、建築法第2条9号に定める材料をいふ。

第11-6図 感知器の設置図例

3 感知器の設置を要しない場所

- 省令第23条第4項第1号イからハによるほか、次によること。
- ア 機械設備等の振動が激しい場所又は腐食性ガスの発生する場所等で感知器の機能保持が困難な場所
 - イ 温度の異常な上昇又は誘導障害等、非火災報を発するおそれのある場所
 - ウ 便所、便所に付随した洗面所及び浴室の用途に供する場所（大規模物販店等、不特定多数の方が入られるおそれのある特定防火対象物で、放火対策等の措置を行う場合は、設置するほうが望ましい。）
- なお、次の場所は、当該場所と同等な場所として取り扱うことができるものであること。
- (ア) 便所に電気便座付き便器又は自動洗浄乾燥式便器等ヒーターを内蔵した機器を設置した場合で、当該機器が電気用品安全法（以下「電安法」という。）に基づき、安全性が確認され、認定の表示（㊦）を附し、かつ、機器個々のヒーターの出力が2kw以下の場合
 - (イ) 便所に付随した洗面所に、電気温水器、ガラス曇り防止器等ヒーターを内蔵した機器を設置した場合で、当該機器が電安法に基づき、安全性が確認され、認定の表示（㊦）を附し、かつ、機器個々のヒーターの出力が2kw以下の場合
 - (ウ) 浴室にバランス釜を設けた場合で、室内に面する仕上げが準不燃材料の場合
 - (エ) ユニットバスに「浴室に設ける天井組込み形衣類乾燥機の設置基準について」（平成8年3月19日消予字第426号）の基準に基づき衣類乾燥機等が設置されている場合
 - (オ) ユニットタイプの浴室等で、洗面所部分を脱衣所として使用する場合
- エ 主要構造部を耐火構造とし、床、壁及び天井が準不燃材料で造られ、可燃性の物品を集積し又は可燃性の装饰材料を使用しない便所、浴室又は洗濯場等の用途に供する場所
 - オ 主要構造部を耐火構造とし、その開口部に特定防火設備又はこれと同等以上のものが設けられている金庫室に供する場所
 - カ 恒温室（常温（15℃～25℃）のものに限る）、冷蔵庫等で、当該場所における火災を早期に感知することができる自動温度調節装置が設置され、かつ、防災センター等常時人のいる場所にその旨の移報がなされ、警報が発せられるもの

- オ 火災の感知を妨げる障害物がないこと。
- カ スポット型の感知器は、一の感知区域で極端に偏在しないように設けること。ただし、天井高さ4m未満の水平面に取り付ける場合で、取付面のどの部分からも第11-7表の距離以内となる場合は、この限りでない。

第11-7表

感知器種別 (m)	差動式スポット型 補償式スポット型		定温式スポット型		
	1種	2種	特種	1種	2種
建物構造 耐火	9	8	8	7	4
非耐火	6	6	6	5	4



- キ 建基法第2条第10号の3イ又はロのいずれかに該当する準耐火建築物の天井裏、小屋裏で不燃材の床、壁及び天井で区画されている部分
- ク 耐火構造の壁で造られ、その開口部に防火戸又はこれと同等以上のものを設けてあるパイプシャフト、エレベーターシャフト等で水平断面積が1㎡以下のもの
- ケ 押入れ又は物置で次のいずれかに該当するもの
 - (ア) 床面積1㎡以下のものであること
 - (イ) その上部の天井裏に感知器を設けてあること
- コ 踏込み、床間、押入のない天袋又は3㎡以下の広縁
- サ 開放式の階段、廊下に接続するエレベーター昇降路等の部分
- シ プールの上部、プールサイド上部（乾燥室、売店等の付属施設を除く。）及びアイススケートリンクの滑走路部分
- ス 省令第23条第5項第2号の規定により、煙感知器の設置が必要とされる廊下及び通路でその長さが10m以下のもの
- セ 金属等の溶融、鋳造又は鍛造設備のある場所のうち、感知器により有効に感知できない部分。
- ソ 不燃材料で造られている防火対象物又はその部分で、次に掲げるもの（当該部分の設備、物件が、原動機、電動機等で出火のおそれ著しく少なく、延焼拡大のおそれがないと認められる部分を含む。）
 - (ア) 浄水場又は汚水処理場等の用途に供する建築物で、水管、貯水池又は貯水槽を収容する部分
 - (イ) サイダー、ビール、ジュース工場等で洗浄又は充填作業場等の部分
 - (ウ) 不燃性の金属、石材等の加工工場で可燃性のものを収納又は取り扱わない部分

4 機器

- ア 検定品であること。
- イ じんあい、可燃性ガス又は蒸気が滞留するおそれがある場所に設ける場合は、防爆型等適当な防護措置を施したものを設けること。

5 設置方法

ア 差動式スポット型及び補償式スポット型感知器

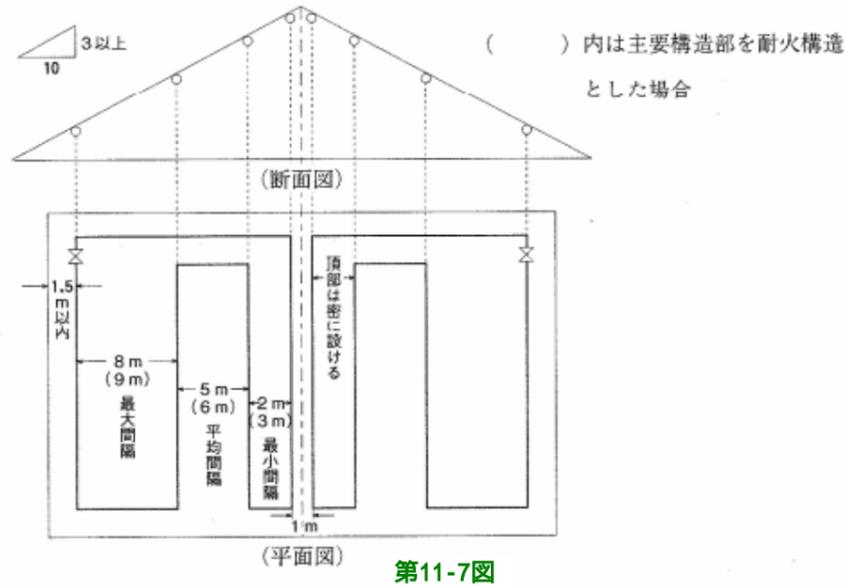
機能試験を行うのに困難な場所及び人的危険のある場所（電気室の高圧線の上部又は取付面の高い場所等）に設けるものにあつては、感知器の試験器を設けること。この場合、感知器と試験器の間の空気管は、感知器に表示された指定長以内とすること。

イ 差動式分布型(空気管式)感知器

- (ア) 空気管を布設する場合で、メッセンジャーワイヤを使用する場合（空気管とメッセンジャーワイヤのより合わせ及びセルフサポートによる場合を含む。）は、ビニル被覆が施されたものを使用すること。
- (イ) 3/10以上の傾斜をもつ天井に布設する場合、その頂上部に空気管を取り付け、かつ、当該天井面の上方にあつては2m（主要構造部を耐火構造とした建築物にあつては3m）、下方にあつては8m（主要構造部を耐火構造とした建築物にあつては9m）を超えない範囲で設け、平均設置間隔は5m（主要構造部を耐火構造とした建築物にあつては6m）以下とすること。この場合の平均設置間隔とは、空気管を平面天井に布設するときの間隔（一辺省略の例）である。（第11-7図参照）

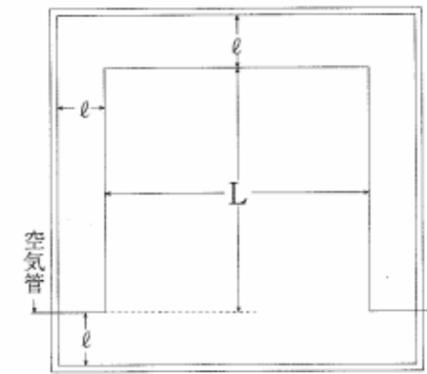
なお、相対する天井面に設ける空気管は、左右対象となるように設けること。また、左右の天井面に設ける空気管の検出部を異にする場合は、頂上部にそれぞれ異なる空気管を平行に設けること。





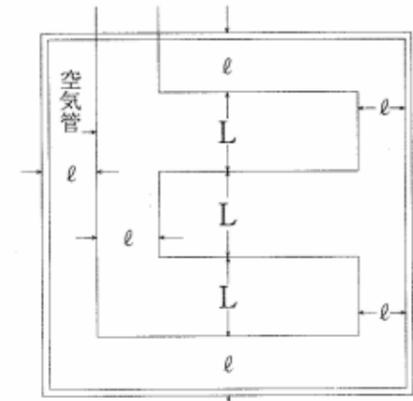
第11-7図

(ウ) 相対する感熱部の相互間隔は、6m（主要構造部を耐火構造とした建築物にあっては9m）以下とすること。ただし、第11-8図から第11-12図までに示すように設けた場合はこれによらないことができる。



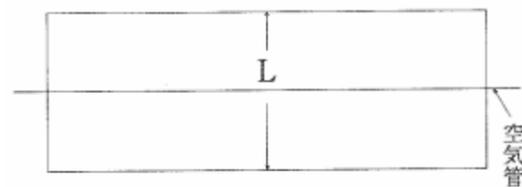
$l = 1.5\text{m}$ 以下
 $L = 6\text{m}$ 以下（主要構造部を耐火構造とした建築物にあっては9m以下）

第11-8図 一辺省略の例



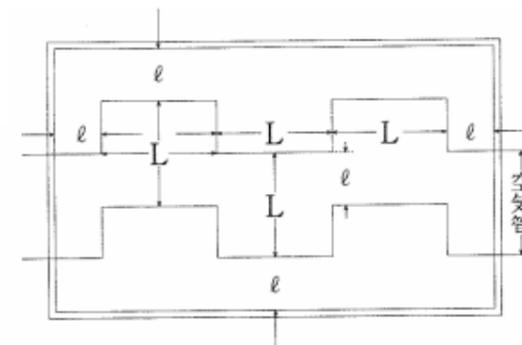
$l = 1.5\text{m}$ 以下
 $L = 5\text{m}$ 以下（主要構造部を耐火構造とした建築物にあっては6m以下）

第11-9図 一辺省略の例



第11-11図 二辺省略の例

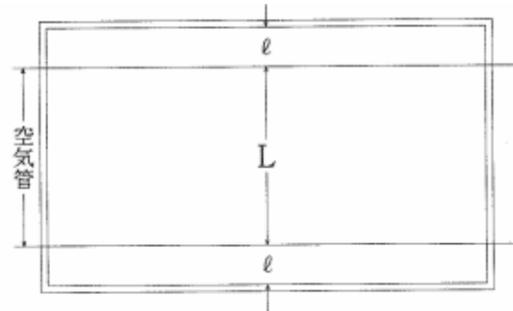
$L = 2\text{m}$ 以下（主要構造部を耐火構造とした建築物にあっては3m以下）



第11-10図 一辺省略の例

$l = 1.5\text{m}$ 以下
 $L = 6\text{m}$ 以下（主要構造部を耐火構造とした建築物にあっては9m以下）





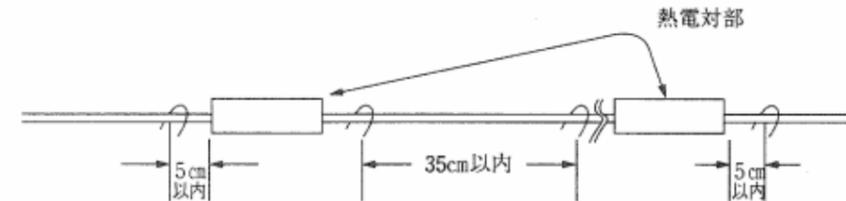
ℓ = 1.5m以下
L = 5m以下 (主要構造部を耐火構造とした建築物にあっては6m以下)

第11-12図 二辺省略の例

- (ニ) 空気管の露出部分は、小部屋等で空気管の露出長が20mに満たない場合は、二重巻き又はコイル巻きとすること。
- (ホ) 深さ0.3m以上0.6m未満のはり等で区切られた小区画が連続してある場合はり間隔、2m以下の区画にあっては各区画ごとに長辺に平行して1本以上の空気管を設けること。ただし、はり間隔1.5m以下の区画にあっては1区画おきに設けることができる。
- (カ) 天井面が0.6m以上段違いとなっている場合は、高い天井面に感知器を設けること。この場合、低い天井面の奥行きが3m以上の場合は、別の感知区域とすること。
- (キ) 検出部を異にする空気管が平行して隣接する場合は、その相互間隔を1.5m以内とすること。
- (ク) 一の検出部に接続する空気管の長さは100m以下とすること。この場合、検出部に接続するリード用空気管も長さに含まれるものであること。
- (ケ) 空気管は、ステーブル等により確実に止められていること。また、バインド線等で固定する場合のバインド線等は、ビニル被覆がなされたものを使用すること。
- (コ) 壁体等の貫通部分には、保護管、プッシング等を設けること。
- (サ) 空気管は、途中で分岐しないこと。
- (シ) テックス又は耐火ボード等天井の目地に空気管を設ける場合は、感熱効果が十分得られるよう、天井面に露出して設けること。

ウ 差動式分布型(熱電対式)感知器

- (ア) 熱電対部と接続電線との最大合成抵抗値は、一の検出部につき指定値以下とすること。
- (イ) 熱電対部の個数は、一の感知区域ごとに4個以上とすること。
- (ウ) 接続電線は、ステーブル等により確実に止められていること。この場合、熱電対部にはステーブル等がかからないようにすること。(第11-13図参照)



第11-13図

- (ニ) 壁体等を貫通する部分には、保護管、プッシング等を設けること。

エ 差動式分布型(熱半導体式)感知器

- (ア) 感知区域ごとに、火災を有効に感知するよう第11-8表で定める基準により設けること。

第11-8表

取付面の高さ	感知器の種類	感知器の種類	
		1種	2種
8m未満	耐火建築物	65㎡	36㎡
	その他の建築物	40㎡	23㎡
8m以上15m未満	耐火建築物	50㎡	○
	その他の建築物	30㎡	○

○印の部分は8m未満の数値を準用する。

- (イ) 感熱部と接続電線との最大合成抵抗は一の検出部につき指定値以下とすること。



オ 定温式スポット型感知器感知器

防火対象物の用途、内装、収容物等の状況により定温式2種の感知器を設けることによって火災を有効に感知できると認められる場合は、定温式2種の感知器を設けることができるものであること。

カ 定温式感知線型感知器

- (ア) 感知線の全長は、受信機の機能に支障ない長さ以下とすること。
- (イ) 1室に1個以上の端子板を設けること。
- (ウ) 感知線は、ステーブル等により確実に止められていること。

キ 煙感知器(スポット型)

(ア) 廊下及び通路に設ける場合は、感知器相互間の歩行距離が30m以下（3種にあっては、20m以下）とすること。この場合において、歩行距離が30mにつき垂直距離がおおむね5m以下となるような勾配の傾斜路は、通路等に準じて設けること。

なお、地階、無窓階及び11階以上の廊下、通路に1m以上の突き出したはり等がある場合は、第11-14図の例により設けること。



- (イ) 風速が5m毎秒以上となるおそれのある場所に設ける場合は、感知器に直接風圧がかからないような遮へい板を設けること。
- (ウ) エスカレーター及び廻り階段等に感知器を設ける場合は、垂直距離15mにつき1個以上設けること。
- (エ) エレベーター昇降路、パイプダクトその他これらに類する場所（水平断面積1㎡以上のものに限る。）は、最上部に2種以上の感度の感知器を1個以上設けること。ただし、エレベーター昇降路の上部に機械室があり、当該昇降路と機械室が完全に水平区画されていない場合は、当該機械室に設けることができる。なお、容易に点検できない場合は、遠隔試験機能付きのものとする。こと。（感知器の交換は、エレベーター昇降路以外から行えること）

- (オ) 低い天井の居室（天井高が2.3m以下）又は狭い居室（おおむね40㎡未満）に設ける場合は、出入口付近に設けること。
- (カ) 維持管理について著しく人命危険を伴う場所には、光電式分離型感知器又は試験機能を有する熱感知器を設置すること。

ク 煙感知器(光電式分離型)

- (ア) 外光等の影響を受けないように設けること。
- (イ) 光軸が外れないように措置すること。
- (ウ) 隣接する光電式分離型感知器が相互に干渉する場合は、送光部、受光部を交互に設置する等、有効に火災を感知できるよう措置すること。
- (エ) 感知器の公称監視距離を超える空間に感知器を設置する場合にあっては、末監視部分が生じないように光軸を連続して設定すること。ただし、感知器の維持・管理、点検のために天井等の部分に通路等を設ける場合にあつては、隣接する感知器の水平離隔距離を1m以内とすること。
- (オ) 設置後の有効な維持管理のために設置場所等を考慮すること。

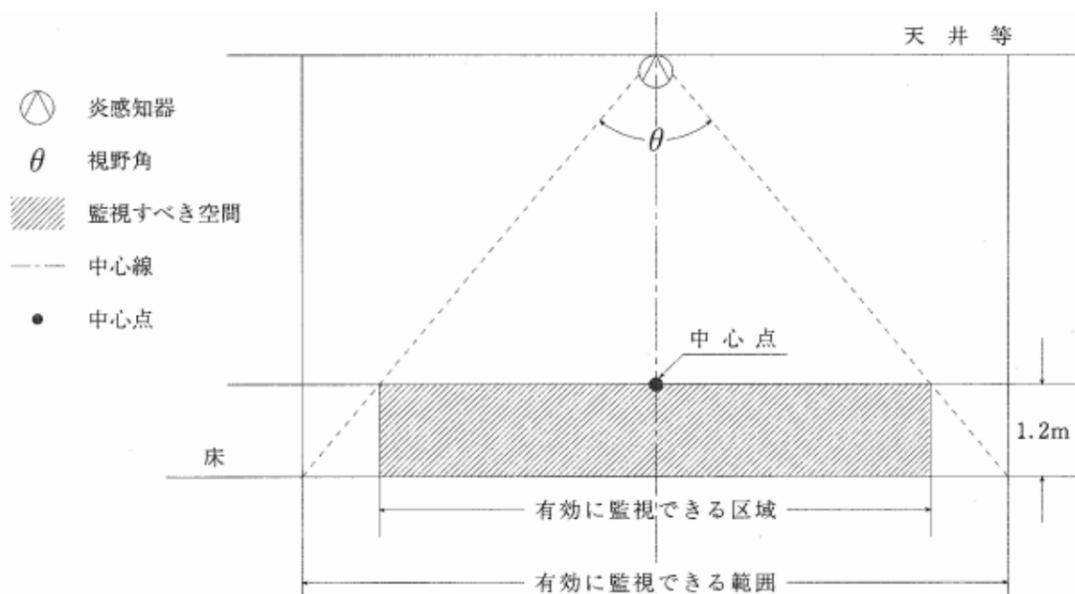
ケ 多信号感知器

多信号感知器を設置する場合は、その種別によって決まる取付面の高さが異なる場合、自動火災報知設備の感知器として使用する種別の範囲において該当する取付面の高さの一番低い高さに設置できるものとする。

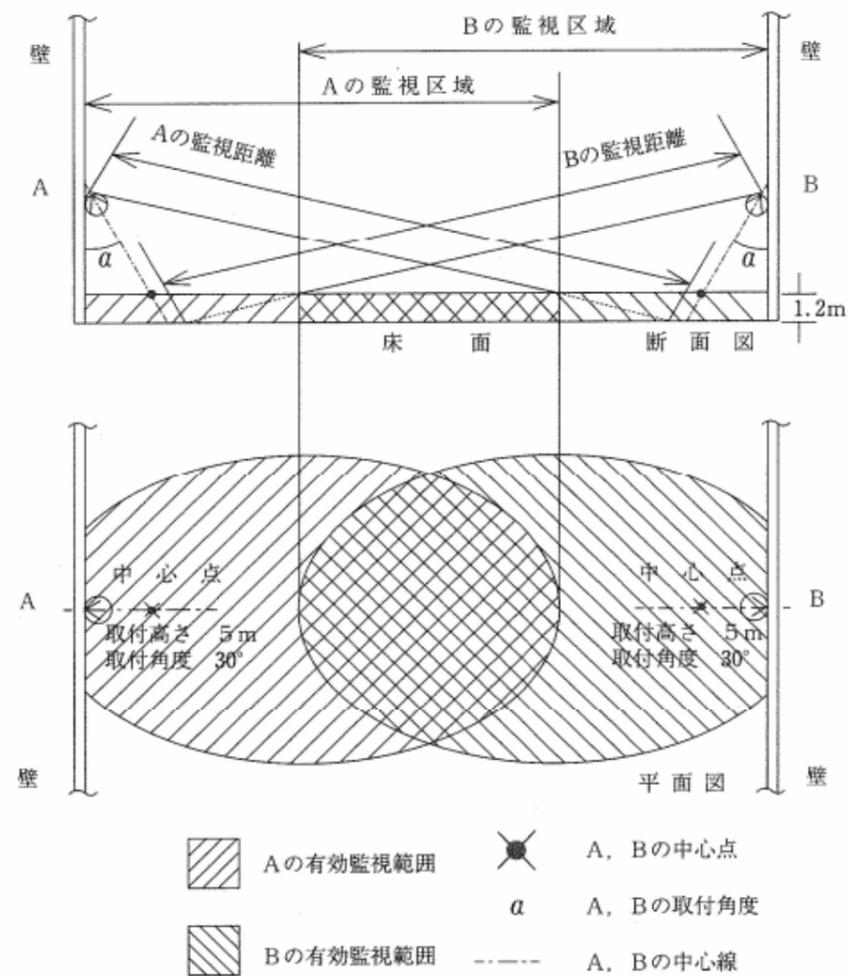
コ 炎感知器

- (ア) 設置要領
 - 省令第23条第4項第7号の4に定めるほか、次により設置すること。
 - a 室内に設けるものにあつては屋内型を、屋外に設けるものにあつては屋外型を設置すること。ただし、軒下、上屋の下部等で雨水のかかるおそれがない場所に設置する場合は、屋内型を設けることができる。
 - b 壁によって区画された区域ごとに、当該区域の床面から高さ1.2mまでの空間（以下「監視空間」という。）の各部分から当該感知器までの距離が公称監視距離の範囲内となるように設けること。（第11-15図及び第11-16図参照）





第11-15図



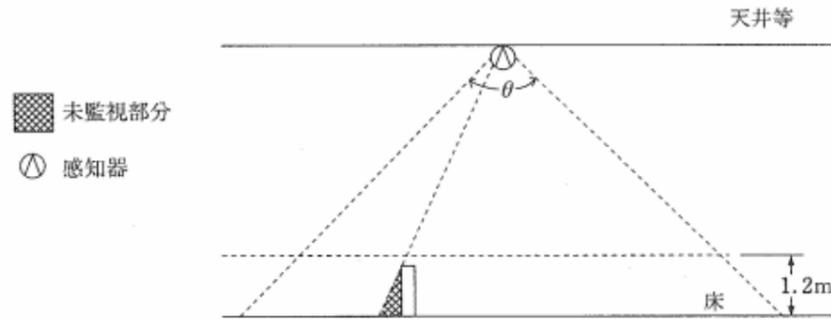
第11-14図



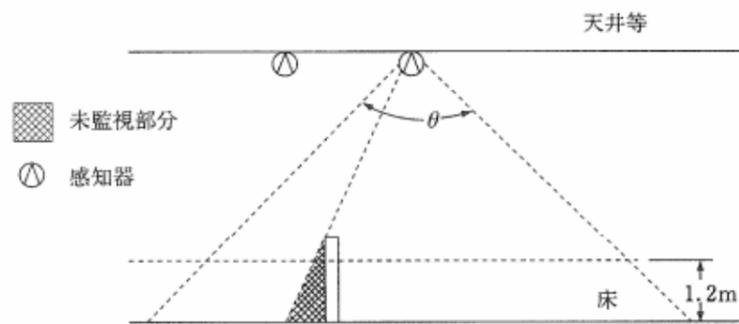
自動火災報知設備 技術基準- 西日本防災システム

自動火災報知設備

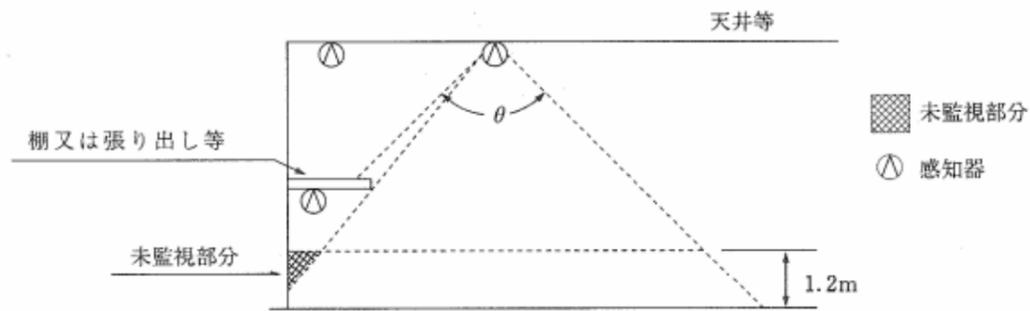
c 監視空間内に1.2mを超える障害物等がある場合及び1.2mを超える位置に棚等がある場合は、当該部分を監視する感知器を別に設置すること。(第11-17図, 第11-18図及び第11-19図)



第11-17図



第11-18図

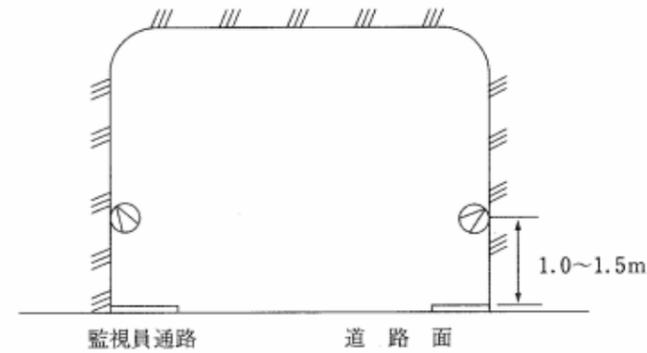


第11-19図

d ライター等の炎による非火災報を防止するため、炎感知器から直近の監視空間までの距離が、当該感知器の監視することができる距離のおおむね2分の1以上となるように設置すること。

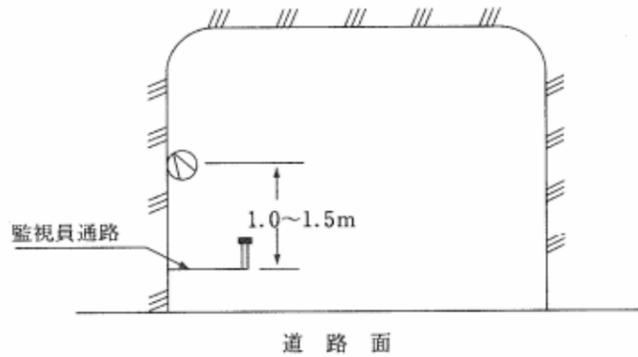
イ) 道路の用に供する部分に設ける場合は、次によること。

- a 道路型を設けること。
- b 道路面（監視員通路が設けられている場合は、当該通路面）から高さが1.0m以上1.5m以下の部分に設けること。(第11-20図及び第11-21図)



第11-20図





第11-21図

(ウ) 省令第23条第4項第1号ホに掲げる場所のほか、次の場所は、感知器の種類により非火災報を発生のおそれがあることから、感知器の種類を考慮し設置すること。

- a 紫外線式スポット型感知器、紫外線赤外線併用式スポット型感知器及び炎複合式スポット型感知器
 - (a) ハロゲン灯、殺菌灯及び電撃殺虫灯等が設置されている場所
 - (b) 屋外等で溶接の火花等の影響を受ける場所
 - (c) 火花を発生する機器等が設置されている場所
- b 赤外線式スポット型感知器、紫外線赤外線併用式スポット型感知器及び炎複合式スポット型感知器

- 赤外線を発する機器が設けられ、当該機器により非火災報を発生させるおそれがある場所
- (エ) 省令第23条第5項第5号に定める場所で、炎感知器が障害物等により火災を有効に感知できない場合は、政令第32条を適用して、光電式分離型感知器又は煙感知器を設けることができる。
 - (オ) 障害物等により炎感知器で火災を有効に感知できない場合は、当該場所に適応する熱感知器又は煙感知器を設置すること。ただし、当該場所が、省令第23条第4項第1号ロに掲げる部分の場合、感知器の設置を省略することができる。

サ アナログ式感知器

前キ及びクによるほか、次によること。

- (ア) 熱アナログ式スポット型感知器は、定温式特種として取り扱うものであること。
- (イ) イオン化アナログ式スポット型感知器、光電アナログ式スポット型感知器及び光電アナログ式分離型感知器は、注意表示に係る設定表示濃度及び火災表示に係る設定表示濃度を変更することにより、感知器の種別が異なることから、設置場所の天井高さ、床面積を確認し、適合する種別の感知器を設置させること。



4 中継器

中継器は、次に適合すること。

(1) 常用電源

ア 交流電源

(ア) 受信機から電源の供給を受ける中継器

2, (1), ア, (ア)から(ウ)を準用すること。

(イ) 受信機から電源の供給を受けない中継器

2, (1), アを準用するほか、次によること。

a 中継器の電源が停止した場合、ただちに受信機にその旨の信号を送る機能を有すること。

b 予備電源の良否を試験する機能を有すること。

イ 蓄電池設備

2, (1), イを準用すること。

(2) 非常電源

2, (2)を準用すること。

(3) 設置場所

ア 天井、壁及び床が準不燃材料で区画されており、かつ、開口部を防火戸とした場所の点検に便利な箇所に設けられていること。ただし、金属性ボックス又は難燃性ボックスに納める等防火上有効な措置を講じた場合はこの限りでない。

イ 振動が激しい場所又は腐食性ガスの発生する場所等機能障害の生ずるおそれのある場所に設けないこと。

(4) 機器

検定品であること。

5 蓄積機能

蓄積式受信機 蓄積式中継器

(1) 感知器との接続

蓄積式受信機及び蓄積式中継器に感知器を接続する場合にあつては、一の警戒区域ごとに次によること。

ア 感知器を接続する場合にあつては、当該感知器の公称蓄積時間と当該中継器に設定された蓄積時間及び受信機の蓄積時間の合計の最大時間（接続される感知器の種類によって当該中継器等の蓄積時間が異なるものにあつては、その合計の最大時間をいう。以下同じ。）が60秒を超えないこと。

イ 煙感知器以外の感知器を接続する場合にあつては、当該中継器に設定された蓄積時間及び受信機の蓄積時間の合計の最大時間が20秒を超えないこと。

(2) 適応性

感知器、中継器及び受信機の接続は、指定された適正なものであること。

(3) 蓄積機能の解除

蓄積式中継器及び蓄積式受信機は、発信機を操作した場合、蓄積機能を自動的に解除できるものであること。

(4) 蓄積式中継器の設置場

蓄積式中継器は、受信機内部又は受信機直近の外部に設けることとし、外部に設ける場合は、不燃性又は難燃性の外箱で覆うこと。



西日本防災システム

NISHINIHON BOHSAI SYSTEM Co., Ltd

<http://www.nbs119.co.jp/>



弊社top pageへ



6 発信機

発信機は、省令第24条第8号の2によるほか、次に適合すること。

(1) 設置位置

- ア 廊下、階段、出入口付近等多数の者の目にふれやすい場所で、かつ、操作の容易な場所に設けること。
- イ 発信機の押ボタンの位置は、床面から0.8m以上1.5m以下とすること。

(2) 設置方法

- ア 次に掲げる場所に発信機を設ける場合は、防食型、防水型又は適当な防護措置を施すこと。
 - (ア) 腐食性ガス等の発生するおそれのある場所
 - (イ) 可燃性ガス、粉じん等が滞留するおそれのある場所
 - (ウ) 開放廊下等で雨水等が浸入するおそれのある場所（屋外型発信機を設ける場所を除く。）
- イ 屋内消火栓箱等の扉の開閉に伴って可動する部分に設けるリード線は、可とう性のあるより線等を使用すること。

(3) 機器

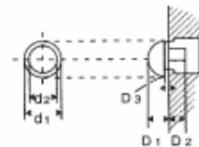
- ア 検定品であること。
- イ 巡回記録装置、電話、消火設備、その他の警報設備等と共用させる場合にあっては、共用させることにより自動火災報知設備の機能に障害を与えないこと。
- ウ 原則として受信機に適合するものを設けること。

(4) 表示灯

- ア 発信機の上方に表示灯を設けること。
- イ 表示灯は、常時点灯とし、赤色であること。この場合、その取付面と15度以上の角度となる方向に沿って10m離れた位置から点灯していることが明確に判別できるものとし、その形状は、第11-9表（平面型のものを除く）に示す範囲にすること。

第11-9表

名称	外形寸法 (mm)	D1	D2	D3	d1	d2
表示灯		50~65	40以下	20以下	90~100	65以上



7 音響装置

音響装置は、次により設置すること。

(1) 設置位置

- ア 音響効果を妨げるような障害物のある場所には設けないこと。
- イ 外傷を受けるおそれがある場所には設けないこと。

(2) 設置方法

- ア ベルの鳴動により、設備に振動を与えないよう設けること。
- イ 受信機の設置場所と宿直室等が異なる場合は、宿直室等には、音響装置及び副受信機等を設けること。
- ウ 地区音響装置の音圧は、原則として、任意の場所で65dB（居室にあっては60dB）以上の音圧が確保できるよう配慮すること。

なお、事前に関係者の資料により騒音が把握できる場所にあつては、その騒音よりおおむね6dB以上の音圧を確保するよう配慮すること。また、共同住宅にあつては、住戸の遮音性が高く、警報音の聞こえにくい住戸等が生じる恐れがあるので、廊下型共同住宅等にあつては、廊下の各部分から一の音響装置までの水平距離を25m以下とし、かつ、バルコニー側にも廊下側と同様にバルコニー側各部分から一の音響装置までの水平距離を25m以下とし、さらに廊下側音響装置と千鳥配置に設置する。

(3) 機器

- ア 地区音響装置の基準（平成9年消防庁告示第9号）に適合すること。
- イ 音色は他の機器の騒音、警報音等と明らかに区別できること。
- ウ じんあい、可燃性ガス又は蒸気が滞留するおそれがある場所に設ける場合は、防爆型等適当な防護措置を施したものを設けること。

(4) 鳴動方法

- ア 地区音響装置の鳴動方法は、次の場合を除き、原則として全館一斉鳴動とすること。
- イ 省令第24条第5号ハ及び同条第5号の2ロに規定する防火対象物にあつては、第11-10表に示す鳴動方式とすること。

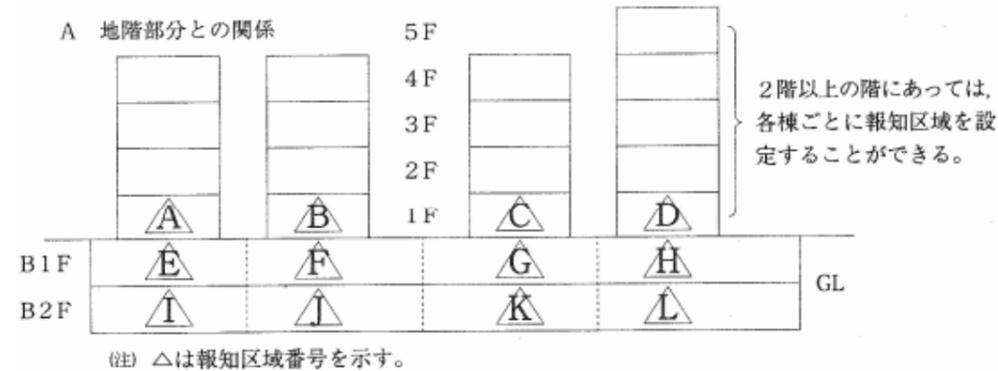


第11-10表

n	F				
3	F	○			
2	F	◎	○		
1	F		◎	○	⊗
B 1	F		○	◎	○
B 2	F		○	○	◎
B 3	F		○	○	◎

(注)
 ◎印は出火階を示す。
 ○印は同時鳴動階を示す。
 ⊗印は地階部分の鳴動と同時に鳴動させることができるよう指導すること。

GL



出火階	同一鳴動区域
A	A, E, I.
B	B, F, J.
C	C, G, K.
D	D, H, L.
E又はI	A, E, F, I, J.
F又はJ	B, E, F, G, I, J, K.
G又はK	C, F, G, H, J, K, L.
H又はL	D, G, H, K, L.

第11-23図 大規模な建築物の鳴動区域の設定例

この場合、階段に設けた感知器が火災を感知した場合は、原則として、運動して地区音響装置を鳴動させずに、火災を確認した後に必要な階の地区音響装置を鳴動させる方法とすることができる。

ウ 大規模な建築物の報知区域は、次によることができる。この場合の地区音響装置の鳴動は、隣接する他の報知区域と同一に鳴動できるものであること。(第11-23図参照)

(ア) 一の防火対象物が地階、人工地盤等で接続された建築物群にあっては、各棟の管理区分ごとで、かつ、防火区画等の部分ごとに一報知区域とすることができる。

(イ) 一の階が広大な防火対象物にあっては、当該階の防火区画等ごとに一報知区域とすることができる。この場合、一報知区域の面積は、努めて1,200㎡以上とすること。

なお、地階部分の各鳴動区域には、避難上有効な階段等が含まれていること。

エ 前イ、ウによる鳴動方式であっても、一定の時間が経過した場合又は新たな火災信号を受信した場合には、防火対象物の全館に自動的に警報を発すること。なお一定の時間については、次によること。

(ア) スプリンクラー設備が全館に設置されている場合は、5分から10分

(イ) スプリンクラー設備が設置されていない場合は、5分から8分



- オ 特定用途で、5階以上かつ延べ面積3,000㎡以上の防火対象物については、音声による警報とすること。
- カ 省令第25条の2の基準に基づき放送設備を設置した場合、地区音響装置を省略することができる。ただし、地区音響装置を省略する場合、自動火災報知設備の作動と連動して放送設備を起動させること。

8 付属品

付属品には、次のものを備えておくこと。

- (1) 予備電球
- (2) 予備ヒューズ
- (3) 取扱説明書
- (4) 受信機回路図
- (5) 予備品交換に必要な特殊な工具
- (6) 警戒区域一覧図
- (7) 表示温度等設定一覧図（アナログ式自動火災報知設備に限る。）

9配線及び工事方法

(1) 電線

使用する電線（耐火又は耐熱保護を必要とするものを除く。）は、工事の種別に応じ、第11-11表のいずれかに適合するもの又はこれと同等以上の防食性、絶縁性、導電率、引張り強さを有すること。

(2) 配線及び工事方法

配線及び工事方法は、次に適合すること。

ア 屋内配線

屋内配線工事は、次による金属管工事、合成樹脂管工事、ケーブル工事、金属ダクト工事、ステープルどめ工事、可とう電線管工事又はこれと同等以上の工事方法によること。

(ア) 金属管工事

- a 金属管内には、電線の接続点を設けないこと。
- b 金属管は、JIS C 8305（電線管「鋼製」）に適合するもの又はこれと同等以上の防食性及び引張り強さを有するものとし、コンクリートに埋め込むものにあつては、1.2mm以上、その他にあつては、1mm以上であること。
ただし、継手のない長さ4m以下の電線管を乾燥した露出場所に施設する場合は、0.5mm以上とすることができる。
- c 金属管の端口及び内面は、電線の被覆を損傷しないものであること。
- d 金属管の屈曲部の曲率半径は、管内径の6倍以上とすること。
- e 管路は、できる限り屈曲を少なくし、1箇所のためみ角度は90度以下とすること。

f 屈曲部（直角又はこれに近い屈曲箇所をいう。）が3箇所を超える場合又は金属管のわたり長さ30m以上の場合、電線の接続が容易に行えるような場所に、プルボックス又はジョイントボックスを設けること。

なお、ボックス内には、水が浸入しないように措置を講ずること。

- g 金属管相互の接続は、カップリングを使用し、ねじ込み、突合わせ及び締付けを十分に行うこと。
- h メタルラス張り又は金属板張りの壁体等を貫通させる場合は、十分に絶縁させること。



第11-11表

A 欄	B 欄	C 欄
屋内配線に使用する電線	JIS C 3306 (ビニルコード)	断面積 0.75mm ² 以上
	JIS C 3307 (600V ビニル絶縁電線 (IV))	導体直径 1.0mm以上
	JIS C 3342 (600V ビニル絶縁ビニルシースケーブル (VV))	導体直径 1.0mm以上
	JCS 416 (600V 耐燃性ポリエチレン絶縁電線 (EM-IE))	導体直径 1.0mm以上
屋側又は屋外配線に使用する電線	JCS 417 (600V 耐燃性架橋ポリエチレン絶縁電線 (EM-IC))	導体直径 1.0mm以上
	JCS 418 A (600V 耐燃性ポリエチレンシースケーブル)	導体直径 1.0mm以上
	JIS C 3307 (600V ビニル絶縁電線 (IV))	導体直径 1.0mm以上
	JIS C 3342 (600V ビニル絶縁ビニルシースケーブル (VV))	導体直径 1.0mm以上
架空配線に使用する電線	JCS 416 (600V 耐燃性ポリエチレン絶縁電線 (EM-IE))	導体直径 1.0mm以上
	JCS 417 (600V 耐燃性架橋ポリエチレン絶縁電線 (EM-IC))	導体直径 1.0mm以上
	JCS 418 A (600V 耐燃性ポリエチレンシースケーブル)	導体直径 1.0mm以上
	JIS C 3307 (600V ビニル絶縁電線 (IV))	導体直径 2.0mm以上の硬銅線*
地中配線に使用する電線	JIS C 3340 (屋外用 ビニル絶縁電線 (OW))	導体直径 2.0mm以上
	JIS C 3342 (600V ビニル絶縁ビニルシースケーブル (VV))	導体直径 1.0mm以上
使用電圧60V以下の配線に使用する電線**	JCS 418 A (600V 耐燃性ポリエチレンシースケーブル)	導体直径 1.0mm以上
	JCS 396 (警報用ポリエチレン絶縁ケーブル)	導体直径 0.5mm以上

備考 *は、径間が10m以下の場合、導体直径2.0mm以上の軟銅線とすることができる。
**は、使用電圧60V以下の配線に使用する電線については、本表のB欄に掲げるJCS 396 A以外の規格に適合する電線で、それぞれC欄掲げる導体の直径又は導体断面積を有するものも使用できるものとする。

(注) JCS：日本電線工業会規格

(イ) 合成樹脂管工事

- 合成樹脂管内には、電線の接続点を設けないこと。
- 合成樹脂管は、JIS C 8430 (硬質ビニル管) に適合するもの又はこれと同等以上の耐電圧性、引張り強さ及び耐熱性を有すること。
- 合成樹脂管相互及びボックスの接続は、管のさし込み深さを管の外形の1.2倍 (接着剤を使用する場合は0.8倍) 以上とし、堅ろうに行うこと。
- 管の支持点間は、1.5m以下とし、管端、管のボックスの接続点又は管相互の接続点の支持点間の距離は、0.3m以下とすること。
- 温度又は湿度の高い場所に設ける場合は、適当な防護措置を講ずること。
- 重量物による圧力、著しい機械的衝撃をうけるおそれのある場所等にあつては、適当な防護措置を講ずること。
- 壁体等を通させる場合は、適当な防護措置を講ずること。
- その他、(ア)の金属管工事に準じて行うこと。

(ウ) ケーブル工事

- ケーブルを造営材の面に沿って取り付ける場合は、ケーブルの支持点間の距離を2m以下とし、かつ、ケーブルの被覆を損傷しないよう取り付けること。
- ケーブルは、水道管、ガス管、他の配線等と接触しないよう設けること。
- 重量物による圧力、著しい機械的衝撃をうけるおそれのある場所等にあつては、適当な防護措置を講ずること。
- 壁体等を通させる場合は、適当な防護措置を講ずること。

(エ) 金属ダクト工事

- 金属ダクト内には電線の接続点を設けないこと。ただし、電線の接続点が容易に確認できる場合は、この限りでない。
- 金属ダクトに収める電線の断面積 (絶縁被覆を含む。) の総和は、ダクト内断面積の50%以下とすること。
- 金属ダクト内面は、電線の被覆を損傷しないものであること。
- 金属ダクト内の電線を外部に引出す部分に係わる工事は、金属管工事、可とう電線管工事、合成樹脂管工事又はケーブル工事とすること。
- 金属ダクトは、幅が5cmを超え、かつ、厚さ1.2mm以上の鉄板又はこれと同等以上の機械的強度を有すること。
- 金属ダクトの支持点間の距離は、3m以下とすること。
- 金属ダクトには、さび止等の防食措置を講ずること。



西日本防災システム

NISHINOHON BOHSAI SYSTEM Co., Ltd

<http://www.nbs119.co.jp/>

弊社top pageへ



(オ) ステープルドめ工事

- a 点検できない隠ぺい場所又は周囲温度が60℃以上となる場合には、用いないこと。
- b 外傷を受けるおそれのある場所、湿度の高い場所等に設ける場合は、適当な防護措置を講じること。
- c ステープルの支持点間距離は、0.6m以下とすること。
- d 壁体等を貫通させる部分は、がい管等により防護措置を講ずること。
- e 立上がり又は引下がり部分には木製線び、金属線び等により防護措置を講じること。

(カ) 可とう電線管工事

- a 可とう電線管内には、電線の接続点を設けないこと。
- b 可とう電線管の内面は、電線の被覆を損傷しないものであること。
- c 重量物による圧力又は著しい機械的衝撃を受けるおそれのある場所は、適当な防護措置を講じること。
- d 可とう電線管相互の接続は、カップリングで行い、可とう電線管とボックス又はキャビネットとの接続はコネクタで行うこと。
- e 可とう電線管の支持点間の距離は、1m以下とし、サドルなどで支持すること。

イ 地中配線

- (ア) 地中配線工事は、次により管路引入れ式、暗きょ式又は直接埋設式によること。
- (イ) 管路引入れ式、暗きょ式及び直接埋設式共通事項
 - a 地中箱及び地中電線を収める管は、堅ろうで車両等の重圧に耐え、かつ、水が浸入しにくい構造とすること。
 - b 地中箱の底部には水抜きを設けること。
 - c 火災報知設備用ケーブルと電力ケーブルは、0.3m以上（特別高圧の電力ケーブルの場合は、0.6m以上）離すこと。ただし、電磁的に遮へいを行い、かつ、耐火性能を有する隔壁を設けた場合はこの限りでない。
- (ウ) 直接式による場合の埋設深さは、車両その他の重量物の圧力を受けるおそれのある場所にあつては1.2m以上、その他の場所にあつては0.6m以上とすること。

ウ 架空配線

- (ア) 支持物は、木柱、コンクリート柱、鋼管柱又は鉄塔のいずれかによること。
- (イ) 木柱、コンクリート柱等の支持等は、根入れを支持物の全長の6分の1以上とし、かつ、埋設深さは、0.3m以上とすること。
- (ウ) 支線及び支柱
 - a 支線は、その素線の直径が3.2mm以上の亜鉛メッキ鉄線又はこれと同等以上の防食性及び引張り強さを有するものを用い、素線は3条以上のより合せしたものを使用すること。
 - b 支線と支持物は、堅固に取り付けること。
- (エ) 火災報知設備の架空電線（以下「架空電線」という。）と他の架空電力線等が接近又は交さる場合は、次によること。（第11-12表参照）
 - a 架空電線と他の架空線路の支持物との距離は、低圧架空線路にあつては、0.3m以上、高圧架空線路にあつては、0.6m（電線がケーブルの場合は、0.3m以上）であること。
 - b 架空電線と建築物等との距離は、0.3m以上であること。
 - c 架空電線は、低圧架空線の上に設けないこと。ただし、施工上やむを得ない場合で、架空電線と低圧架空線又は高圧架空線との間に保護網を設けた場合は、この限りでない。
 - d 架空電線と低圧架空線又は高圧架空線と接近する場合で、架空電線を低圧架空線の上方に設ける場合にあつては、相互間の水平距離を架空電線の支持物の地表上の高さに対応する距離以上とすること。



西日本防災システム

NISHINIHON BOHSAI SYSTEM Co., Ltd

<http://www.nbs119.co.jp/>



弊社top pageへ



第11-12表

架空電線別		電線別	離隔距離
他の架空電線別	低圧絶縁電線 又はケーブル	裸線	0.6m以上
		600V絶縁電線と同等以上又は通信用ケーブル	※0.3
	高圧絶縁電線 又はケーブル	裸線	※0.3
		600V絶縁電線と同等以上又は通信用ケーブル	※0.15
低圧架空電線	裸線	(垂直距離) 6	〃
		裸線	※1
高圧架空電線	高圧絶縁電線	裸線	0.8
	高圧ケーブル	裸線	6
	裸線	裸線(垂直距離)	6
		裸線(水平距離)	1.2

※印は、誘導障害がない場合にのみ。

- e 架空電線の高さは、次によること。
- 道路を横断する場合は、地表上6m以上とすること。
 - 鉄道又は軌道を横断する場合は、軌道面上5.5m以上とすること。
 - a及びb以外の場合は、地表上5m以上とすること。ただし、道路以外の箇所に設ける場合は、地表上4m以上とすることができる。
- f 架空電線と低圧架空線又は高圧架空線と共架する場合は、次に適合すること。
- 架空電線は、低圧架空線又は高圧架空線の下に設けること。
 - 架空電線と、他の架空線の離隔距離は、架空線が低圧架空線にあつては、0.7m以上、高圧架空線にあつては、1.5m以上とすること。
 - 架空電線は、他の架空線により誘導障害が生じないように設けること。
- g その他架空電線については、次によること。
- ちょう架用線は、亜鉛メッキ鋼線(より線に限る。)とし、その太さは、第11-13表によること。
 - 架空電線は、がいし、メッセンジャーワイヤー等で堅ろうに支持し、かつ、外傷、絶縁劣化等を生じないように設けること。
 - 架空電線の引込み口及び引出口には、がい管又は電線管を用いること。

第11-13表

ケーブルの種類	ちょう架用の太さ (mm)
ケーブル 0.65mm 10PC以下	断面積 22
〃 0.65mm 20PC以下	〃 30
〃 0.65mm 50PC以下	〃 45
〃 0.65mm 100PC以下	〃 55

注 PC：線の対数

- (d) 架空電線の架空部分の長さの合計が50mを超える場合は、第11-24図に掲げる保安装置を設けること。ただし、架空電線が、有効な避雷針の保護範囲内にある場合又は屋外線が、接地された架空ケーブル又は地中ケーブルのみの場合は、この限りでない。



F：定格電流7A以下の自動遮断器
L：交流500V以下で作動する避雷器
E：第3種接地工事

第11-24図

工 屋外配線

- 金属管、合成樹脂管、可とう電線管又はケーブルを造営材に沿って取り付けの場合、その支持点間の距離は、2m以下とすること。
- メタルラス張り、ワイヤラス張り又は金属板張りの造営材に設ける場合は、十分に絶縁すること。

オ 接地

- 接地線は、導体直径1.6mm以上のビニル電線又はこれと同等以上の絶縁性及び導電性を有する電線を用いること。
- 接地線には、ヒューズその他の遮断器を設けないこと。

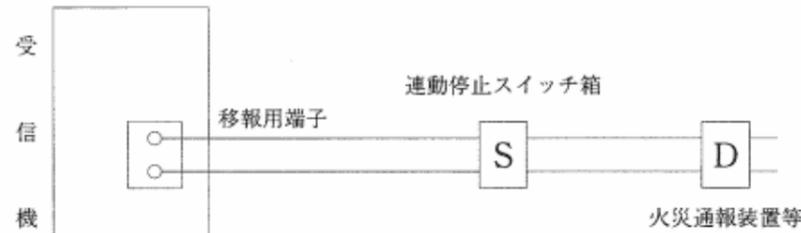


10 自動火災報知設備と火災通報装置等の接続

火災通報装置又は警備会社等の遠隔移報装置等と自動火災報知設備との接続方法は、次によること。

(1) 接続方法

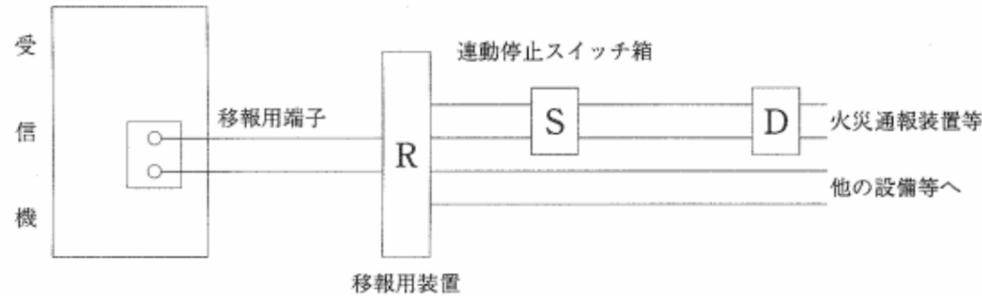
ア 受信機に移報端子が設けられていて、使用されていない場合



注 移報端子には「火災通報装置等用」である旨表示すること。

第11-25図

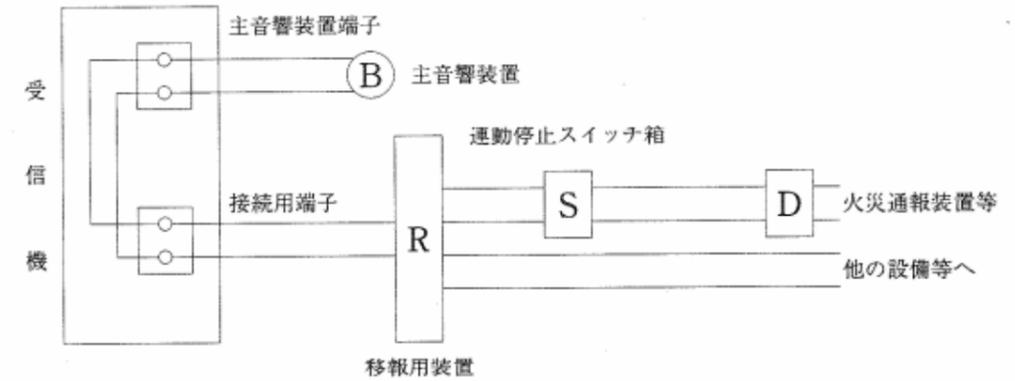
イ 受信機に移報用端子が設けられていて、すでに他の設備に使用されている場合



注 1 移報用装置は、多回路のものを使用し、受信機の移報用端子にすでに接続されていた設備等を接続替えること。
2 移報用装置の当該端子には、「火災通報装置等用」である旨の表示をすること。

第11-26図

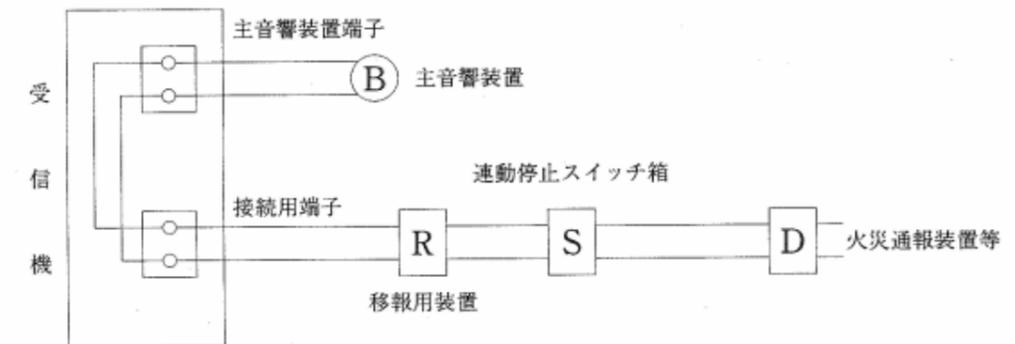
ウ 受信機の主音響装置端子から接続用端子を介して移報用装置が接続されていて、すでに他の認等に使用されている場合



注 1 移報用装置は、多回路のものを使用し、すでに接続されていた設備等を接続替えること。
2 移報用装置の当該端子には「火災通報装置等用」である旨の表示をすること。
3 主音響装置停止スイッチには、「移報連動用」である旨の表示をすること。

第11-27図

エ 受信機に接続端子が設けられていない場合



注 1 新たに接続端子を設け、当該接続用端子及び移報用装置には、「火災用通報装置等用」である旨の表示をすること。
2 主音響装置停止スイッチには、「移報連動用」である旨の表示をすること。
3 接続用端子が設けられない場合は、丸型圧着端子等により容易に配線が外れない措置を講じ、主音響装置に接続できるものとする。

第11-28図



(2) 移報装置等の接続方法等

- ア 移報用装置は、受信機の直近で点検が容易な位置に設けること。
- イ 連動停止スイッチ箱は、受信機又は火災通報装置等の直近で、点検が容易な位置に設けること。
- ウ 移報用装置、連動停止スイッチ箱を接続することにより自動火災報知設備の機能に支障をきたさないこと。
- エ 移報用装置、連動停止スイッチ箱の電源は、停電時に出力できる端子から供給されるものであること。
- なお、当該電源の供給を受信機の停電時に出力できる端子に接続する場合は、自動火災報知設備の作動に支障ない容量を有していること。
- オ 受信機から移報用装置、連動停止スイッチ箱までの配線は、省令第31条の3第5項の規定に基づき、消防用設備等試験結果報告書の様式を定める件（平成元年12月1日消防庁告示第4号）別途28配線の試験基準(1)、外観試験に示す屋内配線に準じたものであること。
- カ 受信機に移報用装置、連動停止スイッチ箱を接続する場合は、移報用端子の仕様を確認したうえで接続すること。
- キ 受信機の移報用端子又は移報用装置に移報を停止するスイッチ及び移報が停止中であることを明示する表示灯が設けられている場合は、連動停止スイッチ箱を設置しないことができる。
- ク 即時通報及び警備会社等が設置する遠隔通報装置等への接続は、受信機の移報用端子又は移報用装置から行うか若しくは連動停止スイッチ箱を介して行うこと。

11 文化財建造物に対する運用

- (1) 建造物が次のいずれかに該当する場合は、政令第32条を適用し、自動火災報知設備の設置を要しない。
- ア 政令別表第1(17)項の防火対象物（以下「建造物」という。）を収容した建築物の主要構造部を耐火構造とし、かつ、当該建築物の内部及び周囲に火災発生の要因のないもの
- イ 外部の気流が流通し、火災の発生を感知器により有効に感知できない開放式構造のもの
- ウ 一間社、茶室等延べ面積が7㎡以下の小規模な建造物であり、当該建造物が他の建築物等と独立して火災の発生のおそれが少なく、かつ、火災の際延焼のおそれが少ないと認められるもの
- エ 建造物の敷地内に管理者が常駐していないため火災の発生を有効に感知できず、かつ、その敷地の周囲に民家等がなく設置しても有効に維持できないと認められるもの
- (2) 感知器の設置については、次により政令第32条を適用し、一部設置を緩和して差し支えないものであること。
- ア 電気設備及び煙突を有する火気使用設備を設けていない建造物であり、かつ、当該建造物の周囲の建築物等に煙突を有する火気使用設備を設けていない場合は、当該建造物の小屋裏又は神社内陣の部分には、感知器を設置しないことができること。
- イ 三重塔、五重塔その他これらに類する塔の小屋裏及び観覧者を入れない城郭等の建造物の階段には、煙感知器を設置しないことができる。
- ウ 一間社、茶室等の小規模な建造物に設ける差動分布型感知器の空気管の感知区域の露出長は、10m以上20m未満とすることができる。
- (3) 常時人が居住せず、かつ、観覧者を入れない建造物は地区音響装置を要しない。
- (4) 新たに政令別表第1(17)項に指定された建造物については、その指定されたときから2年以内に自動火災報知設備を設置すればよいものであること。



12 複合用途防火対象物等における自動火災報知設備の取扱い

- (1) 令第21条第1項第3号に掲げる防火対象物のうち、令別表第1(16)項イに掲げる防火対象物で、次のア及びイに掲げる条件に該当する場合にあっては、既存、新築の別を問わず、令第32条の規定を適用し、自動火災報知設備を設置しないことができるものとする（ただし、新築で一般住宅、共同住宅等の就寝施設の用途に供される部分を有する場合を除く）。
- ア 防火対象物の延べ面積は、500㎡未満であること。
- イ 令別表第1(1)項から(4)項まで、(5)項イ、(6)項又は(9)項イに掲げる防火対象物の用途（以下「特定用途」という。）に供される部分が、次の(ア)及び(イ)に掲げる条件のすべてに適合すること。
- (ア) 特定用途に供される部分の存する階は、避難階であり、かつ、無窓階以外の階であること。
- (イ) 特定用途に供される部分の床面積の合計は、150㎡未満であること。
- (2) 令第21条第1項第6号の2に掲げる防火対象物のうち、避難階以外の階の部分のすべてが次のアからウに掲げる条件のいずれかに該当する場合は、既存、新築の別を問わず、令第32条の規定を適用し、自動火災報知設備を設置しないことができるものとする（ただし、新築で一般住宅、共同住宅等の就寝施設の用途に供される部分を有する場合を除く）。
- ア 居室以外の部分（機械室、倉庫等）であって、不特定多数の者の出入りが無いもの。なお、居室とは、建築基準法第2条第4号に規定する居室とする。
- イ 実態上の用途が特定用途以外の用途に供される部分であって、「令別表第1に掲げる防火対象物の取扱いについて」（昭和50年消防予第41号及び消防安第41号。以下「41号通知」という。）1(2)により、主たる用途に供される部分の従属的な部分を構成すると認められる部分とされたため、当該部分が特定用途に供される部分として取り扱われているもの。
- ウ 一般住宅の用途に供される部分であって、41号通知2(2)により、防火対象物全体が単独の特定用途に供される防火対象物として取り扱われることとされたため、当該一般住宅の用途に供される部分が特定用途に供される部分として取り扱われているもの。
- (3) 新築の防火対象物で、一般住宅、共同住宅等の就寝施設の用途に供される部分を有する場合において、主要構造部が耐火構造のもの又は建築基準法第2条第9号の3（イ又はロ）に該当する場合は、次により設置できるものとする。

- ア 一般住宅、共同住宅等の用途に供される部分の感知器は次の場所に設置する。
- (ア) 住戸内の厨房、居室、収納室（4㎡以上のもの。）、及び階段
- (イ) 共用室、管理人室、倉庫（4㎡以上のもの。）、電気室、機械室その他これらに類する室
- (ウ) 直接外気に開放されていない共用部分（外気に面する部分から概ね5m以上離れた部分をいう。）
- イ 一般住宅、共同住宅の用途に供される部分には、音響装置（ベル）を有効に報知できるよう設置すること。

13 就寝施設における自動火災報知設備の取扱い

消防法令上設置義務のない対象についても、次により設置指導するものとする。

(1) 設置指導する防火対象物

- ア 令別表第1(5)項イに掲げる防火対象物
- イ 令別表第1(6)項イに掲げる防火対象物のうち入院施設を有するもの
- ウ 令別表第1(16)項イに掲げる防火対象物のうち、上記(ア)又は(イ)に掲げる防火対象物の用途に供される部分

(2) 設置基準

- ア 警戒区域
- 2階建の場合に限り、階段等も含めて一の警戒区域とすることができる。
- イ 感知器
- (ア) 地階、無窓階についても熱感知器とすることができる。
- (イ) 天井裏及び面積の小さい物入れについては感知器を設置しないことができる。
- ウ 非常電源
- 交流低圧屋内幹線から専用開閉器で分岐する場合は、これを設置しないことができる。
- エ 地区音響装置
- 音圧が対象物の任意の場所において45デシベル以上あれば、各階に設置しなくてもよいものとする。



(3) 着工届等

法第17条に基づき設置される場合に準じる。

(4) 夜間の避難誘導體制の強化

ア 条例に基づく避難経路図の掲出等の指導と合わせて宿泊客等に対しては非常口、避難経路、その他防火上必要な事項を記載したパンフレットを配布する等の指導をすること。

イ 自動火災報知設備が鳴動しただけでは自発的に避難を開始しない場合が多いので、放送設備又は職員をして避難経路及び方法を早期に、かつ能率的に知らせ、避難誘導が行われるように指導すること。

(5) 非火災報対策

非火災報が発生した対象については、原因を究明し、設置場所に応じて適応する感知器を設置させるとともに、蓄積付加装置の設置をさせる等、非火災報防止に努めさせること。

